# 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

# 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

## 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命及び健康や 国民生活及び国民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的に は、国民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場 合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエン ザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講 じていく必要がある。

### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、 大阪府が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、 患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者 が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市 民生活及び市民の社会経済活動への影響を軽減する。
- 市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動 の安定に寄与する業務の維持に努める。

# 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略をめざすこととしている。

府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとしており、市行動計画においても 新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び府 行動計画を踏まえ、図表3のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、 府による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等によ る接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わ せて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

図表3 時期に応じた戦略

図衣の	時期に応した戦闘時期	戦略
	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国との連携、地域における医療提供体制の整備や
準		抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民等に対する啓発や市、事業者による
備		業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体
期		制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を
		周到に行う。
	国内で発生した場	直ちに初動対応の体制に切り替える。
	合を含め世界で新	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した
	型インフルエンザ	場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提
	等に位置付けられ	として対策を行う。
初	る可能性がある感	海外で発生している段階で、市内の万全の体制を構築するためには、我が国が島
動	染症が発生した段	国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や
期	階	感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。本市には大阪国際空港(伊丹空港)
		があり、近隣には関西国際空港や神戸空港もあることから、国外から空気感染、
		飛沫感染等を感染経路とする感染症が侵入する可能性が高いため、市は、近隣空
		港と連携した健康監視や積極的疫学調査等の感染症のまん延の防止のための必
		要な取組を進める。
	府内の発生当初の	国や府と連携し、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、
	封じ込めを念頭に	感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬
	対応する時期	の予防投与の検討、病原性に応じて、府が行う不要不急の外出の自粛要請や施設
		の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目
		的とした各般の対策を講ずる。
		なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合
		には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、
		封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対
		策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、
		可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えるこ
対		ととする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮
応		小や中止を図る等の見直しを行う。
期	府内・市内で感染	国、府、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市
	が拡大し、病原体	民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、
	の性状等に応じて	変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じる
	対応する時期	ことが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考
		えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求め
		られる。また、地域の実情等に応じて、府が実施する国及び市町村と協議に参加
		し、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きや
		すくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等
	等により対応力が	の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り
	高まる時期	替える。

流行状況が収束	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や
し、特措法によら	感染対策の見直し等を行う。
ない基本的な感染	
症対策に移行する	
時期	

## 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期 化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す<sup>3</sup>。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、 発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

### (2) 感染症危機における有事のシナリオ (時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表5のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

以下表に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点から

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、第3部第6章第3節の記載を参照。

リスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや高齢者の場合に必要な措置等については、 社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意 しつつ対策を定める。

感染症 発生 対応期(※1) 準備期 初動期 特措法によらなし 政府対策本部が 発生前の段階 病原体の性状等に 封じ込めを念頭に ワクチンや治療薬等により 特措法 基本的な 設置され基本的対処方針が 応じて対応する時期 対応力が高まる時期 対応する時期 感染症対策に 実行されるまでの間 (※1)リスク評価に基づき対策本部にて移行を決定 発生等の 流行初期期間 流行初期期間経過後 感染症法 公表前 公表から 3か月程度後 感染症法上の新型インフルエンザ等に係る発生等の公表期間 大臣公表 大臣公表

図表 4 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方(イメージ図)

- ・感染症法に基づく「流行初期期間」(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後 3 ヵ月程度)は、市行動計画上の初動期の終盤から対応期「病原体の性状等に応じて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」にかけての期間に相当し、「流行初期期間経過後」は、市行動計画上の対応期「病原体の性状等に応じて対応する時期」又は「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」以降に相当すると考えられる(ただし、一概に定義づけられるものではない)。
- ・対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

図表5 初動期及び対応期の有事のシナリオ

凶衣 0	時期 時期	有事のシナリオ
	初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して
		以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、
		これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病
		原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大の
		スピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時
初		間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移
動		に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
期		豊中市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」と
7,91		いう。) 及び医療対策会議を設置し、感染拡大のスピードをでき
		る限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
		コールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな
		情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケ
		ーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有す
		る。
	封じ込めを念頭に対応す	政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生
	る時期	の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得ら
		れていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、ま
		ずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエン
		ザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬
		やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療に
		より感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。
	病原体の性状等に応じて	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかにな
	対応する時期	る病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大の
対		スピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制
応		で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を
期		抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等によ	ワクチンや治療薬等により、新型インフルエンザ等への対応力
	り対応力が高まる時期	が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ
		機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化
		させる必要が生じる可能性も考慮する)。
		ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよ
		う、接種体制を構築し、接種を推進する。
	特措法によらない基本的	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の
	な感染症対策に移行する	変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフ
	時期	ルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法
		によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

## 第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、行動計画又は業務計画に基づき、府等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

## (ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しなが ら、その実施のために必要となる準備を行う。

### (イ) 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が府内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

#### (ウ)関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と 共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実 施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

### (エ) 医療提供体制、検査体制等、平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

#### (オ) DX の推進や人材育成等

DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、保健所の業務負担の軽減や関係者の連携強化等の申請負担の軽減等が期待できることから、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことをめざし、国の動向を踏まえ、医療 DX 等を推進する。また、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

## (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民の社

会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(エ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

## (ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、府等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

## (イ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や府のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

### (ウ) 対策項目ごとの時期区分

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

個々の対策の切替えタイミングについて、府が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえ て適切な時期に対策の切替えを実施する。

#### (エ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

#### (3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフ

ルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

## (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

## (5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部や府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等 対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、府に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

## (7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化を進め、 避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること 等を進める。感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や府と連携しながら、発生地 域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅 療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

### (8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部及び医療対策会議における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に 実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅 速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は WHO (世界 保健機関)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着 実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。 また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体 となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生 した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に 推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国 民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提 供・共有を行う。

#### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域 に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する 新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### 【府の役割】

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後 方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検 査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築すること、民間宿泊業者等と平 時に宿泊施設確保措置協定を締結し、宿泊施設を確保すること、感染症に関する人材育成等、医療提 供体制、保健所、検査体制及び宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、 新型インフルエンザ等の発生時に迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府は、府が設置する各会議等を通じ、関係機関等と、予防計画や医療計

画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、 進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフ ルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

また、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、府と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

そのため、府は、複数の都道府県にわたり新型インフルエンザ等が発生した場合、関係する都道府 県で構成される対策連絡協議会の設置や、関西広域連合や関係する都道府県との間で、感染症の発生 の動向等の情報提供・共有、感染予防・まん延防止に係る対策等、連携体制を強化し、広域で感染症 対策を進める。

## 【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

市は、府とまん延防止等に関する協議を行い、平時から連携を図っておく。

#### 【保健所の役割】

感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、健康危機対処計 画の策定等、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進する。感染対策向上加算にかかる届出を 行った医療機関等との連携強化に加え、地域の医療機関等に対し、研修・訓練等への支援を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

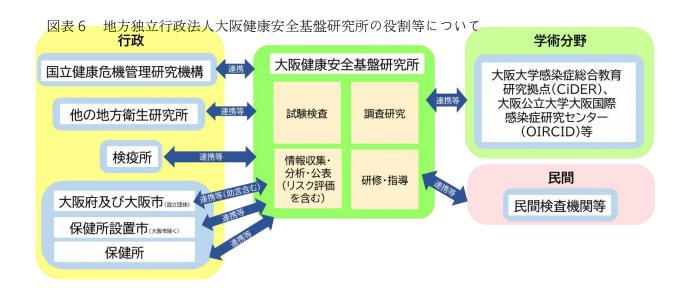
また、保健所は、検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市予防計画に基づく取組状況を毎年度府に報告し、進捗確認を行う。

#### (3) 地方衛生研究所の役割

地方衛生研究所は、府等における感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、国立健康 危機管理研究機構や他の地方衛生研究所、検疫所、府等の関係部局及び保健所との連携の下、感染症 及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析及び公 表を行う。

特に、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「大阪健康安全基盤研究所」という。)は、府行動計画により、平時より、大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)や大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(OIRCID)等の大学研究機関等との連携を進めるとともに、府等に対し、研究所が有する技術及び知見を提供しつつ、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うとされている。また、平時から情報収集・分析やリスク評価を行うための体制を構築し、運用する

とともに、有事には、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ 適切に行い、府に当該情報等を報告するものである。



### (4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び都道府県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### (5) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (6)登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

### (7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが 求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## (8) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施状況についての情報を得て、 感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

# 第6節 新型インフルエンザ等対策の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制 し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響を最 小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び府行動計画を踏まえ、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報収集·分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- **8**医療
- ⑨治療薬・治療法
- 10)検査
- ①保健
- 12物資
- (13)市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

主な対策項目である 13 項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

# 第7節 豊中市新型インフルエンザ等対策行動計画等の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング) の考え方に基づく政策の推進 市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするため には、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとすること が重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、 平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができ る体制が重要である。

### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、 市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。 新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。この ため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要 である。

新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、 啓発活動等の取組を通じて、平時から機運の維持を図る。

#### (3) 実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

#### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

市は、政府行動計画及び府行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が 行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について 所要の見直しを行う。